

- 本ワーキンググループにおける検討事項は次の2点とさせていただきたい。

1 こどもの権利の周知・普及啓発について

- 「こどもの権利」や「こども基本法」等について、こどもが楽しみながら学べるデジタルスタンプラリーや、理解促進を目的としたパネル展を開催するなど、周知・普及啓発に取り組んできたところ。
- これらの取組のほか、より多くの道民に「こどもの権利」について知っていただく効果的な手法について検討いただきたい。

2 こどもの権利擁護の在り方について

- 昨年度のこども施策審議会における「北海道こども基本条例」の制定にむけたご議論の中で、「こどもの権利の周知・擁護」について、たくさんのご意見をいただいたところ。
- 今年度以降も継続して審議いただくこととしていたことから、本道における「こどもの権利擁護の在り方」について検討いただきたい。

ワーキンググループにおける検討事項について（案）

■ 検討項目（案）

➤ 国の動向（モデル事業）を見ながら、当面、以下の項目等についてご議論いただきたい。

<今回>

- 本ワーキンググループの検討事項
- これまでの国・道の取組（概要）

<次回以降>

- これまでの国・道の取組（詳細）
 - 民間・公的相談機関の取組
 - ヒアリング（自治体・関係機関等）
 - こどもの意見を反映させるための方策
 - 国モデル事業結果及びガイドラインの内容を踏まえた中間取りまとめ
- ※ 議論の進捗に応じて適時のタイミングで論点整理・議論のとりまとめを行う

■ 国（こども家庭庁）の取組（予定含む）

【こどもの権利の周知・普及啓発】

- 全てのこどもが信頼できる大人に自分の思いや悩みを打ち明けることができる環境づくりに向けた取組を検討するため、「こどもの悩みを受け止める場に関するプロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を立ち上げ。（R6.11月～）
- 同プロジェクトチームの検討を踏まえ、「こどもの悩みに寄り添える社会に向けて（中間報告）」を公表。（R7.5月）
⇒同プロジェクトチームの取組の一環として、こどもや周囲の大人等に対する積極的・効果的な広報・働きかけを実施しているほか、こどもを対象にした官民の相談窓口の実態や、こどもたちが思いや悩みを安心しておとなと共有できる環境と、それを支えることのできる社会づくりに必要なことを把握・整理することを目的とした「こどもの悩みの受け止めに関する調査研究」を実施。（R7.10月～）
- 相談することを迷っている方へのメッセージや、相談することの効果を紹介するこども・大人向け動画・漫画の公開（R7.11月）

【こどもの権利擁護の在り方】

- こども大綱（※）を踏まえ、全国自治体に対し、相談救済機関の設置・運営状況等を調査（R6.11月～）⇒公表（R7.8月）
- 令和8年度にモデル事業を実施し、課題把握・知見収集を行い、地方公共団体におけるこどもの権利擁護の体制整備に向けたガイドライン等の策定を目指す。

（※）こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

（1）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押し。

国・道の取組状況について

国（こども家庭庁）の取組

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもの権利擁護環境整備事業

支援局 虐待防止対策課

<安心こども基金を活用して実施>

事業の目的

- 令和4年児童福祉法等改正法では、社会的養護に係るこども権利擁護の強化を図るため、こどもの意見表明等支援事業が創設されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備（こどもの申立てに基づき児童福祉審議会等による調査審議・意見具申を行う等）が都道府県等の業務として規定された。
- このため、各都道府県等や必要に応じて市区町村において、こどもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築が進むよう、新たな補助を創設する。

事業の概要

①意見表明等支援事業

一時保護施設や里親家庭・児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員が、こどもの求めに応じたり、定期的に訪問すること等により、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する仕組みを構築する。実施主体である都道府県等において、意見表明等支援員の確保、養成、実施体制の構築を図る。

②こどもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発

こどもの権利や権利擁護に係る取組について、パンフレットや権利ノートを提供するなどして、こどもに対してわかりやすく説明するとともに、里親・施設等関係者に対しても周知啓発・理解増進を図る。また、意見を申し出るための葉書を配布する等によりこどものアクセシビリティを確保する。

③こどもの権利擁護機関の整備

社会的養護に係るこどもからの申立てに応じて、児童福祉審議会又はその他の権利擁護機関が、関係機関やこどもへの必要な調査を行った上で審議をし、関係機関に対して意見具申等を行う仕組みを整備することで、こどもからの申立てを契機に個別ケースの救済が図られる道筋を確保する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村（①以外）

【補助基準額】 ① 5,995千円

※活動回数に応じて加算

（加算1）2,990千円 （加算2）5,981千円

② 2,065千円 ※②単独は不可

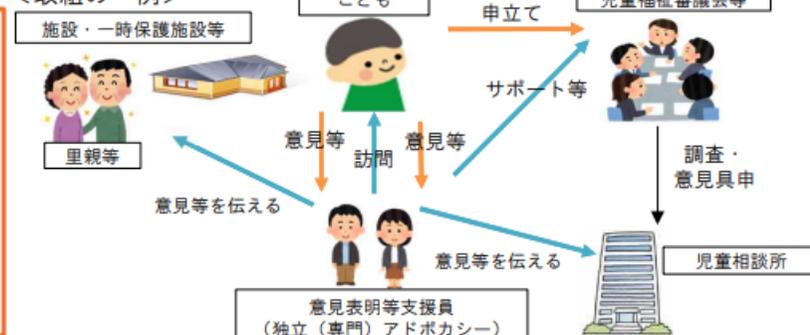
③ 児童福祉審議会の場合 4,180千円

その他の権利擁護機関の場合 5,341千円

【補助率】 国：1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/2

<取組の一例>



国・道の取組状況について

道の取組（予定含む）

- こどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる（こどもまんなか社会）の実現を目指し、**北海道こども基本条例を施行**（R7.4月）
- こどもの権利の**理解促進を目的とした各種企画を実施**（R7.7～）

① デジタルスタンプラリー

北海道内17市町村ごに開催
「こども基本法」の理解を深めよう！
スマホで簡単！
開催中！～11.30まで
あなたの地域の3スポットをまわって
クイズに回答し、スタンプをあつめよう！
抽選で200名様にプレゼントが当たる！
A賞 110名抽 1000円相当券
B賞 90名抽 500円相当券
おこめギフト券又はおこめ券5枚 (2,200円相当)
お菓子(うまい棒40本詰め合わせ)
参加方法
1. 参加登録
2. 参加地域選択
3. スポットやGPS「チェックイン」
4. クイズに回答してスタンプGET！
5. スタンプ3つで抽選に応募
お問い合わせ先
北海道保健福祉部子ども政策課子ども政策企画課
こどもまんなかウェブサイト(スタンプラリー)事務局 / (株)メガコミュニケーションズ内
お問い合わせ先 information@megac.jp

② パネル展

北海道
こどもまんなか社会って？
「こどもまんなか社会」って？

③ オンラインセミナー

オンラインセミナー
話しやすいおとなになるために
～こどもの意見を聴くファシリテーションスキル向上講座～
こども基本法が施行された背景やこどもの権利の概要を知り、こどもに寄り添いながら意見を引出すために必要な知識と、実践的なスキルをネットワークを通して学んでいきます。
令和7年(2025) 11.26(土) 15:00～16:30
(Zoom ウェビナー)
プログラム(約1時間半)
15:00～15:10 オープニング 自己紹介・アイスブレイク、本日の流れと目的共有
こどもの権利から考える教師の役割 (プログラム詳細)
15:10～15:30 ① 教師の今と教師の役割 / 社会・学習者の変化から見る「ファシリテーターとしての教師」
② こどもの権利の基礎を学ぶ / 人権とこどもの権利の歴史的背景
③ こども基本法について / 「こども基本法」と意見表明・参加の仕組み / こどもの「意見」をどう「聴く」のか
④ セーファードニングと安心の場づくり / こどもと教職員を守るための基本姿勢
15:30～16:15 ファシリテーション実践 傾聴力・傾聴力を分解して体験的に学ぶ(ミニワークあり)
16:15～16:30 まとめ・質疑応答 学びの振り返りと今後の実践に向けて
講師 中谷 結恵 (札幌市在住)
社会科教員として15年、中学一貫校や国際学校を勤務し、現在は、デジタルアグリーメント・イノベーション・デジタルチーム及びデジタルカレッジ(国際学校)勤務。その他、JICA 駐米の海外研修員として海外で児童福祉や教育の分野で活動。オンライン研修にも講師として参加。研修員としてこどもの意見表明のコーディネーターなど、行政業務でのファシリテーション実践。こどもと教職員の関係構築に力を入れている。子どもと教職員ともに笑顔で活動できる場づくりを目指している。
主催 北海道保健福祉部子ども政策課子ども政策企画課
お問い合わせ先 (株)メガコミュニケーションズ内/information@megac.jp

④ 北海道こどもの意見反映推進事業 (R6～)

令和7年度 テーマ一覧

- 1 自分の居場所について
- 2 北海道総合教育大綱について
- 3 地域創生について
- 4 ヒグマ対策について
- 5 クラアラー・ヤングクアラア支援について
- 6 半導体人材の育成について
- 7 北海道農業について
- 8 魚食費について
- 9 将来のまちづくりについて
- 10 「行きたい」と思える高校

対面実施 (R7.7～11月)
道内の協力校を訪問し、生徒会、クラス等で選抜10テーマから直接意見を聴きます。

インターネットアンケート (R7.9.30～R7.12.5)
対面実施と同じテーマ・資料を使って、北海道に住んでいる全てのこどもを対象として意見を聴きます。

市町村や学校における任意の取組 (～R7.12.5)
対面実施と同じテーマ・資料を使って、市町村や学校でこどもから意見を聴いていただき、進捗提出いただきます。

意見提出 ↓ フィードバック

フィードバック (～令和7年度末)
北海道の関係部署は、いただいた意見を施策へ反映できるか検討し、その結果をホームページなどでお知らせします。

⑤ ハンドブック (※作成中)

みんなでつくろう
こどもは北海道のまんなか

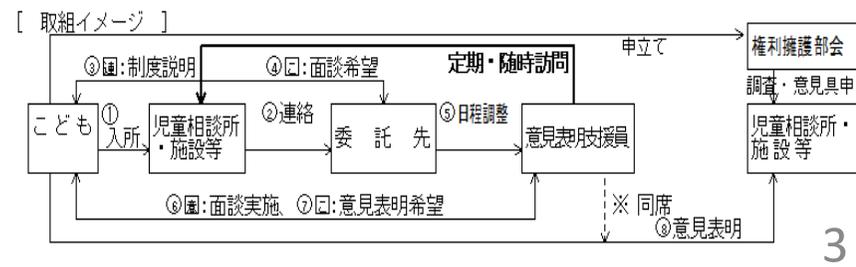
まわりのこと、つらいことがあったら、まわりのおとなに相談してみましょう。

まわりに相談しづらいときはいつでも電話で相談できます。

0120-98-7777 (受付時間: 平日 9:00～17:00)
0120-78310 (受付時間: 平日 9:00～17:00)
0120-3882-56 (受付時間: 平日 9:00～17:00)

北海道保健福祉部子ども政策課子ども政策企画課

⑥ 一時保護児童等の権利擁護体制強化事業 (R6～)



国・道の取組状況について

道の取組（予定含む）

④ 北海道こどもの意見反映推進事業（抜粋）

対面実施（R7.7～11月）

道内の協力校を訪問し、生徒会、クラス等で道政10テーマから直接意見を聴きます。

インターネットアンケート（R7.9.30～R7.12.5）

対面実施と同じテーマ・資料を使って、北海道に住んでいる全てのこどもを対象として意見を聴きます。

市町村や学校における任意の取組（～R7.12.5）

対面実施と同じテーマ・資料を使って、市町村や学校でこどもから意見を聴いていただき、道へ提出いただきます。

意見提出

フィードバック

フィードバック（～令和7年度末）

北海道の関係部署は、いただいた意見を施策へ反映できるか検討し、その結果をホームページなどでお知らせします。

令和7年度 テーマ一覧

- 1 自分の居場所について
- 2 北海道総合教育大綱について
- 3 地域創生について
- 4 ヒグマ対策について
- 5 ケアラー・ヤングケアラー支援について
- 6 半導体人材の育成について
- 7 北海道農業について
- 8 魚食普及について
- 9 将来のまちづくりについて
- 10 「行きたい」と思える高校

道の取組（予定含む）

⑤ ハンドブック（抜粋）

こま
困っていること、つらいことがあったら、
まわりのおとなに相談してみよう。



まわりに相談しづらいときは
いつでも電話で相談ができます。

チャイルドライン

☎ 0120-99-7777

受付時間：毎日午後4時～午後9時



子どもの人権110番

☎ 0120-007-110

受付時間：月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分まで



24時間子どもSOSダイヤル

☎ 0120-0-78310

受付時間：24時間いつでも
つながります



少年相談110番

☎ 0120-677-110

受付時間：月曜日～金曜日
午前8時45分～午後5時30分まで



児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189

受付時間：24時間いつでも
つながります



子ども相談支援センター

☎ 0120-3882-56

受付時間：24時間いつでも
つながります



発行

北海道保健福祉部
子ども政策局子ども政策企画課



道の取組（予定含む）

⑤ ハンドブック（抜粋）

「こどもの権利」って知ってる？

「こどもの権利」とは、
こどもが生まれた時から持っている
権利(人権)のことです。

人権ってなんだろう？

みんなが生まれながらにもっている、
人としての尊厳や価値が守られ、
健康で幸せに生きるために認められている、
していいことやしてもらえることだよ。

「こどもの権利」を守るために
新しくルールをつくりました！

ほっかいどう きほんじょうれい
北海道子ども基本条例

「こどもまんなか社会」って何だろう？

日本や北海道が目指している、
すべてのこどもや若者が大切にされ、安心して成長し、
ずっと幸せに暮らせる社会のことです。

こどもまんなか社会をつくるために、
まわりのおとなや社会全体が、
「こどもの権利」を守り、
こどもたちをしっかりと支えています。

「こどもまんなか社会」を目指すための
計画を作りました

ほっかいどう けいかく
北海道子ども計画

QR

QR

道の取組（予定含む）

⑤ ハンドブック（抜粋）

**みんなが子どもの権利について知ることが、
「子どもまんなか社会」への第一歩!!**

4つの基本となる「子どもの権利」を紹介します。
まわりのおとなの人と一緒に読んで、
じぶんたち子どもの権利が守られているかについて、
話し合ってみましょう。

1 差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親
の人種や国籍、性別、意見、障がい、
経済状況など、どんな理由でも差別
されず、条約の定めるすべての権利
が守られます。

**2 子どもにとって
最もよいこと**

子どもに関することが決めら
れ、行われる時は、「そのこ
どもにとって最もよいことは何
か」を第一に考えます。

**3 命を守られ
成長できること**

すべての子どもの命が守られ、もって
生まれた能力を十分に伸ばして成長
できるよう、医療、教育、生活への支
援などを受けることが保障されます。

**4 子どもが
意味のある参加が
できること**

子どもは自分に関係のある事
柄について自由に意見を表す
ことができ、おとなはその意
見を子どもの発達に応じて十
分に考えます。

みんなの生活の中で、
これらの権利はまわりのおとなから
大事にされているかな？
他にもたくさんの
権利があるみたいだよ！
チェックしてみよう！

■ 調査目的

- こども・若者権利影響評価に関する、国際社会の動向や諸外国の取組状況を把握すること
- 地方公共団体における相談救済機関の設置・取組の実態を把握するとともに、全国の好事例を収集すること**
- 諸外国における子どもオンブズパーソン等の取組事例等の実態把握を行うこと

■ 調査概要

<地方自治体における相談救済機関の設置状況等の調査>

- 都道府県と市区町村へのアンケート調査**（悉皆）を通じて、地方自治体における相談救済機関の設置状況等を把握する。

<有識者ヒアリング>

- 有識者3名に、調査結果のとりまとめ方針や次年度への積み残し事項への意見を聴取。

■ 調査結果

<調査対象>

- 47都道府県、1,741市区町村（23特別区、792市、743町、183村） 計1,788自治体

<相談救済機関ありの自治体>

- 回答：**61自治体**（うち北海道4自治体）

<相談救済機関なしの自治体>

- 回答：855自治体（うち北海道69自治体） 計 916自治体

<相談救済機関あり・なしを含めた回答率>

- 回答：916自治体【51%】（うち道内73自治体【40%】）** ※回答のあった自治体名は公表されていない

➢ 回答率は全自治体で51%、**道内市町村**では**50%に満たない**ことから、国同様の調査項目により**道内市町村に対し、道独自に調査を実施**

■ 調査目的

- ・ **道内市町村における相談救済機関の設置・取組の実態を把握するとともに、好事例を収集すること**

■ 調査概要

<道内市町村における相談救済機関の設置状況等の調査>

- ・ **道内市町村へのアンケート調査**（悉皆）を通じて、市町村における相談救済機関の設置状況等を把握する。

※ 国と同様の調査項目により実施

■ 調査結果

<調査対象>

- ・ 道内 179市町村

<相談救済機関あり・なしを含めた回答率>

- ・ **回答：168自治体 [93.9%]** ※回答のあった自治体名は公表しない（国同様の取扱い）

<相談救済機関ありの自治体>

- ・ 回答：5自治体

<相談救済機関なしの自治体>

- ・ 回答：163自治体

<回答のあった自治体のうち相談救済機関の設置を「検討を開始する予定が具体的にある」と回答した自治体>

- ・ 2自治体 [1.2%]

<回答のあった自治体のうち相談救済機関の設置を「検討中」の自治体>

- ・ 25自治体 [15.3%]

<回答のあった自治体のうち相談救済機関の設置を「検討予定なし」の自治体>

- ・ 135自治体 [82.8%]

<未回答自治体>

- ・ 11自治体 [6.1%]



資料5



● 次回ワーキンググループでご議論いただきたい事項（予定）

- ・ こどもの権利の周知・普及啓発に係る国・道の取組（詳細）
- ・ 民間・公的相談機関の取組

